

(特許庁受託事業)

韓国 Intellectual Property Group | 2017.3

発行：韓国IPG事務局(日本貿易振興機構JETROソウル事務所知財チーム)

電話：02-3210-0195

電子メール：kos-jetroipr@jetro.go.jp

責任編集：笹野秀生(ササノヒデオ)

編集：曹恩実(チョウウンシル), 柳忠鉉(リュウチュンヒョン)



INDEX

●韓国IPGの活動

- 「韓国知財セミナー『韓国特許法・進歩性判断の最新状況』」を開催しました! 01
- JETROソウル知財チームの新しいホームページご紹介 03
- 韓国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果 04
- 第2次国家知識財産基本計画を発表しました。 05
- 2017年から変わる知的財産制度について 06

●IPを知ろう

- IPニュース 07
- 「新・知財最前線は今」 08
- 特許無効の証拠をいつ出すか?



韓国IPGへのメンバー登録

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

IPG事務局のメンバーが今年1月より文炯逸から柳忠鉉に交替になりました。今後ともよろしくお願いいたします。また、事務局であるJETROソウル知財チームのホームページは、これまで韓国のドメインで運用してきましたが、4月から日本のJETROのドメインに移行することになりました。新しいホームページの詳細は本号3頁目の記事で紹介していますが、変わらぬご愛顧のほどをよろしくお願いいたします。



CAUTION

<韓国IPG Information>に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

今号4頁に掲載した「韓国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果」で、都道府県名・政令都市名で一番多かったのは「川崎」で13件でしたが、旧地名(国名)で最も多かったものは次のうちどれでしょう。

- ① 武蔵 ② 大和 ③ 丹後

※ 回答は5頁の下部に掲載しています。



●韓国IPGの活動

「韓国知財セミナー『韓国特許法・進歩性判断の最新状況』」を東京・大阪にて開催しました。

韓国では、知的財産の重要性がますます向上している中、意欲的な制度整備が進められており、2016年には特許取消申請制度や証拠提出命令の強化等重要な特許法改正が行われました。また、韓国における進歩性判断については、近年重要な判例が多く出されており、実務家にとって注目すべき状況となっています。そこで、ジェトロでは、2017年2月7日、8日に「韓国知財セミナー『韓国特許法・進歩性判断の最新状況』」を東京・大阪にて開催しました。以下で、概要をご紹介します。(発表資料はジェトロ・ソウル知的財産チームのホームページで公開しております)

●韓国の最新知財事情

-ジェトロ・ソウル 笹野秀生 副所長

まず、セッション1では韓国知財に関する最新統計をはじめ、第2次知識財産基本計画、改正商標法等をご紹介します。最新統計を見ると、中小企業の特許出願の増加傾向が著しくなりつつあります。その増加原因としては、①国民の知財に対する意識の高まり、②国の政策(研究開発の費用を補助する際に特許出願を求める政策や知財権を担保にして融資する政策等)、③比較的が多い中小企業同士の紛争が知財権取得に対するモチベーションを強化させた等と分析しています。

●韓国における最新の特許法改正について

-韓洋国際特許法人 金世元 パートナー 弁理士

セッション2では、韓国における最新の特許法改正の例として、①特許取消申請制度の導入、②侵害訴訟時の資料提出義務の強化、③外国語特許出願制度の導入、④分割出願時期の拡大、⑤審査請求期限の短縮(5年→3年)、⑥職権再審査制度の導入、⑦職権補正の範囲の拡大、⑧特許訴訟管轄集中等についてご説明いただきました。そのうち、①と②の主な内容を以下で、ご紹介します。

①「特許取消申請制度の導入」(特許法第132条の2から132条の17まで)

2017年3月1日から設定登録される特許に対しては特許取消申請制度が適用され、登録公告日から6ヶ月以内には誰でも特許取消申請が可能となりました。韓国ではそれまでに無効審判請求の場合、登録公告日から3ヶ月以内には誰でも無効審判を請求することができましたが、特許取消申請制度の導入により、無効審判は利害関係人だけが請求できるようになり、身分を隠して登録特許の有効性を争うとする場合には特許取消申請を利用しなければなりません。

韓国の特許取消申請制度は日本の特許異議申立制度とほぼ同じと言えますが、いくつかの点で異なります。まず、韓国の場合、特許取消申請ができる理由は、新規性・進歩性欠如および先願違反に限定され、特に新規性・進歩性欠如に関する証拠は特許公報のような刊行物に限られます。一方、日本の場合、新規事項違反や記載要件違反も異議申請の理由になり、また、新規性・進歩性欠如に関する証拠は刊行物だけに限定されません。なお、韓国の場合には、訂正請求が可能な期間およびその期間の満了日から1ヶ月以内に訂正請求を取り下げられます。一方、日本の異議申立制度では、無効審判での無効審決予告制度のように取消決定の予告として取消理由を通知し、訂正の機会を追加で与えますが、韓国の場合には、そのような取消決定予告はありません。また、日本では訂正があれば、申請人に意見を聞くプロセスがありますが韓国ではありません。

②「侵害訴訟時の資料提出義務の強化(特許法第132条)」

改定前の特許法では、特許侵害訴訟で当事者に対する侵害行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命じた際に被告が自分の営業秘密という理由で提出を拒否すると、法院がその提出を強制する規定がありませんでした。また、法院は、当該侵害行為について立証するため必要な書類に対しては、提出自体を命ずることができませんでした。そのため、侵害を立証するための大半の書類や資料が被告人の侵害者に偏重し、権利者である原告者は自身の損害の全部を認めてもらうことが事実上不可能でした。

しかし2016年6月30日の訴訟からは、これに関連した特許法の規定が大幅に改定され、制度の改善が図られました。具体的には、特許侵害訴訟における法院の資料提出の命令対象範囲が書類から資料に拡大されました。また、改定前には損害賠償額の算定のためにだけ資料の提出を命じられたが、改定により、侵害に対する証明資料も提出を命じられるようになりました。また、資料の提出を命じられた当事者、特に被告人の侵害被疑者は提出すべき資料が営業秘密という理由だけで資料の提出を拒めません。裁判所は、資料の提出命令に応じなかった場合、資料の記載に関する相手の主張を真実であると認めることができます。

◎韓国の進歩性関連実務および判例の変化動向

-韓洋国際特許法人 金世元 パートナー弁理士

セッション3では、進歩性の判断時に考慮すべき事項と進歩性判断基準の変化についてご発表があり、その後、発明の類型別進歩性判断基準・判例のご紹介をいただきました。そのうち、進歩性判断基準の変化の主な内容を以下で、ご紹介します。

大法院の2007年9月6日言渡2005Hu3284判決で結合発明の進歩性判断の手法を詳しく提示したことにより、その後の進歩性判断の実務の変化を期待できるようになりました。この判例の核心は、複数の先行技術文献を引用して特許発明の進歩性を判断するに当たっては、その引用される技術を組み合わせまたは結合すると当該特許発明に想到できるという暗示や動機等が先行技術文献に提示されているか、そうでなくても当該特許発明の出願当時の技術水準、技術常識、当該技術分野の基本的な課題、発展傾向、当該業界の要求等に照らして、その技術分野における通常の知識を有する者が容易にそのような結合に至ることができると認められる場合には、当該特許発明の進歩性は否定されるということです。これ以前は、結合発明においても、結合の容易性に対する具体的な判断よりは、効果の顕著性に重点を置いて進歩性の有無を判断することが一般的だったため、進歩性の判断において容易想到性の判断手法や根拠を本判例のように具体的に提示したことがなかったことから、本判例は大きな意味を持つこととなりました。

進歩性判断基準の適用状況をみると、特許庁と特許審判院は未だに従来の基準による審査傾向が強いです。しかし、最近になっては、特許法院と大法院では従来の基準をほとんど引用しなくなり、2007年の新判例の判断基準を主に引用して引用文献の結合可能性について審理しています。そのため、特許審判院の審決が上級機関である特許法院と大法院で廃棄される事例も増加しています。例えば、審判段階で特許発明に対して有効するという審決が下されたことに対し、特許法院に不服した事案で請求を棄却した比率、すなわち依然として特許発明が有効であると判断した割合は、2012年には30%未満だったのですが、2015年には約60%に近くなるなど、飛躍的な変化があり、この変化は2016年までも続きました。このように少なくとも特許法院と大法院では進歩性により特許発明の特許性を否定するに当たっては以前より確実に一層慎重になりつつあります。

韓国の特許法院が進歩性判断の基準をより厳格に適用しようとする傾向を見せている点を勘案し、今後は、広い請求の範囲を確保するためには、特許法院での訴訟を積極的に活用する必要があり、また、登録された特許を無効化させることが難しくなるため、競争会社の特許を無効化させるためには細密な検討が必要と言えます。

JETROソウル知財チームの新しいホームページご紹介

JETROソウル知財チームのホームページが2017年4月1日から新しくなります！

従来、jetro-ipr.or.krという独自ドメインで運営して参りましたが、JETRO全体のホームページドメイン (jetro.go.jp) のサブディレクトリで運用いたします。アクセスの際は、以下のURLからよろしくお願ひします。

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>

新ホームページの稼働後しばらくの間は並行運用を行います、完全移行後（2017年4月中を予定）は、従来のホームページにアクセスしようとした場合、移行した旨のメッセージ表示後に自動的に新ホームページに切り替わるようになりますので、ご了解ください。

新ホームページは次のようなレイアウトになります。



• ページ上部

ほぼ毎日更新している「知的財産ニュース」は上部左側に配置し、次に更新頻度の高い「お知らせ」と「法律改正の動き」を上部中央に配置しました。これらは、「もっと見る」をクリックすると過去の一覧を見ることが出来ますし、「知的財産ニュース」については検索も可能です。また、韓国IPG関連情報、特許法律事務所リスト、啓発用パンフ、メールマガジン情報などは、上部右側に配置しています。

• ページ下部

ページの下部には、弊所で作成した「マニュアル」及び「報告書報告書」、韓国政府発表資料の翻訳文などの「韓国政府の動き」、知財関連法令やガイドライン等を掲載する「法令・法規」、並びに韓国知財判例を掲載する「判例・事例」の5つのコンテンツを“タブ”形式で切り替え表示できるように配置しています(上のイメージは「マニュアル」タブを選択した例です)。「判例・事例」にはこれまで運用していた「判例データベース」をバージョンアップして掲載し、より詳しい検索が可能となっています。

稼働直後にご不便をおかけするところもあるかもしれません。お気づきの点があればJETROソウル知財チームまでお知らせください。

韓国における日本の地名等に関する商標 出願・登録の調査結果(2016年度)

JETROソウルでは、2015年度に初めて標記調査(IPG Information 031 p.5参照)を実施しました。第2回目となった2016年度の調査では、2015年度の調査でほとんど省略した地名の漢字のハングル表記を検索対象としたため、検索された商標の数が420件から607件に大幅に増加しました。報告書はJETROソウル知財チームHPに掲載しました。

1. 調査方法

韓国特許庁(KIPO)傘下の韓国特許情報院(KIPI)が運営する産業財産権検索サイトである「KIPRIS」を使用し、2016年12月に調査を実施しました。すでに無効・拒絶となった商標出願を除き、日本の都道府県名、政令都市都市名、日本の旧地名、および地域団体商標に用いられている地域名を、単独あるいは併記で用いた商標、およびその商標を図案化したもの、図形と組み合わせた商標を抜粋しました。ただし、地域団体商標(商標一致)においてのみ、商標全体をみて同一・類似の商標を抜粋しました。

2. 調査結果概要(都道府県名・政令指定都市名のみ、すべての地名を記載)

(1)都道府県名・政令指定都市名

2016年末前後の現況確認日において、日本の都道府県名・政令指定都市名とほぼ同一の商標で出願中(出願公告中を含む)の件は10件、商標登録された件は73件、そのうち韓国等外国人・企業により登録された件は55件でした。

出願人区分(行)・ 表記区分(列)	日本語 表記 ¹	ローマ字表記 ²	発音のハン グル表記 ³	漢字のハン グル表記	
韓国等外 国人・企業	出願	1件 (川崎)	6件(三重、宮崎、横浜、川崎 2、神戸)	なし	なし
	登録	3件 (徳島、 香川、川 崎)	36件(千葉、新潟、富山2、福 井2、岐阜、愛知、三重2、滋 賀、大阪、奈良5、和歌山、 山口2、佐賀8、長崎、宮崎、 仙台、川崎3、堺2)	12件(群馬、 兵庫、奈良 3、香川2、 高知、沖縄 2、堺2)	4件(京都、 岡山、川崎 2)
日本人・日 本企業	出願	なし	2件(京都、川崎)	なし	なし
	登録	なし	18件(新潟、愛知、奈良、札 幌3、横浜3、川崎3、浜松 3、神戸3)	なし	なし
日本の自 治体	出願	なし	1件(東京)	なし	なし
	登録	なし	なし	なし	なし

(2)旧地名

日本の旧地名とほぼ同一の商標で出願中(出願公告中を含む)の件

は24件、商標登録された件は199件、そのうち韓国等外国人・企業により登録された件は145件(うち1件は日本人と共同出願)でした(ただし、都道府県名・政令指定都市に含まれる旧地名は除く)。

出願人区分(行)・ 表記区分(列)	日本語 表記	ローマ字表記	発音のハン グル表記	漢字のハン グル表記	
韓国等外 国人・企業	出願	なし	11件	8件	5件
	登録	7件	79件	15件	44件
日本人・日 本企業	出願	なし	なし	なし	なし
	登録	9件	39件	6件	なし

(注) 日本の自治体による件数は0件

(3)地域団体商標に含まれる地名

日本の地域団体商標に含まれる地名とほぼ同一の商標で出願中(出願公告中を含む)の件は12件、商標登録された件は271件、そのうち韓国等外国人・企業により登録された件は218件でした(ただし、都道府県・政令指定都市・旧地名に含まれる地名は除く)。

出願人区分(行)・ 表記区分(列)	日本語 表記	ローマ字表記	発音のハン グル表記	漢字のハン グル表記	
韓国等外 国人・企業	出願	なし	10件	なし	2
	登録	30件	72件	52件	64件
日本人・日 本企業	出願	なし	なし	なし	なし
	登録	9件	40件	3件	1件

(注) 日本の自治体による件数は0件

(4)韓国に出願されている日本の地域団体商標

日本の地域団体商標の登録商標とほぼ同一の商標で出願中の件は0件、商標登録された件は18件、そのうち韓国等外国人・企業により登録された件が3件、日本人・日本企業による件が3件、日本の自治体による件が12件でした。

(5)この1年間の出願について

昨年からの増加分(2015年12月~2016年11月)については、53件の日本有名地名の商標が出願されましたが、日本語表記は0件でした。都道府県名では、昨年度の調査結果にはなかった「群馬」のハングル表記が出願および登録されました。一方でローマ字やハングル表記では、「丹後(Tango)」や「灘(Nada)」などローマ字で英単語やスペイン語の同音異義語を有するものや「高崎(ゴギ)」の漢字のハングルが日本語の「肉」を意味するなど、韓国語の同音異義語を有する例も少なからずありました。

1.日本語表記は、英語又はハングル表記を含み、「漢字」表記、「ひらがな」表記、「カタカナ」表記又はそれらの組み合わせ表記を意味する。

2.ローマ字表記はハングル併記を含む。

3.発音のハングル表記は漢字のハングル表記を含む。

4.漢字のハングル表記とは、漢字を日本語の発音と異なる韓国語の発音でハングル表記したものを意味する。

韓国国家知識財産委員会が「第2次国家知的財産基本計画」を発表しました。

国家知識財産委員会は、知的財産基本法に基づき策定された「第1次国家知的財産基本計画(2012～2016)」が終了することを受けて、「第2次国家知的財産基本計画(2017～2021)」を策定し12月28日に発表しました。

第1次計画は、「知的財産強国」をビジョンとし、「質の高いIPの創出と活用を通じたIPの国際的な収支改善」、「模倣品対策のさらなる強化」、「国民のIPに関する意識の向上」等の戦略が掲げられました。

第1次計画の主な成果は、IPの創出・保護・活用の全般における懸案解決に向けた対策として、①IP及び技術取引の活性化策(2015年4月)、②特許訴訟管轄集中(2016年1月)、③中小企業技術保護対策(2016年4月)など、70件余りを実行に移しました。また、模倣対策においては、著作権侵害率が2011年18.8%から2015年13.5%に減少し、ソフトウェアの違法コピー率も2011年40%から2015年35%に減少しました。さらに、IP金融関連においては、IP投資・融資が2011年350億ウォンから2016年3千億ウォンに増加し、IPファンドも2011年470億ウォンから2015年約7千億ウォンに増加し、IP活用のためのIP価値評価及び金融などの基盤を造成しました。

第2次計画は、2017年から「第4次産業革命を先導するIP国家競争力確保」を目指し、5年間4兆7百億ウォンを投入し、「政府R&Dに占める優秀IPの比率:(2015年)10.8%→(2021年)20%」、「標準特許のシェア:(2015年)6.4%(5位)→(2021年)10%(4位)」、「IPの投資・融資規模:(2015年)2千億ウォン→(2021年)1兆ウォン」等の成果目標を掲げています。そのため、次表の5大戦略及び20の中核課題を推進するとしています。

特に、課題の中で、「第4次産業革命、デジタル時代に相応する先進的な知財権システムを構築」として、以下の2点を挙げています。

1点目が、グローバル環境の変化、国内・国外の懸案の動向、産業界のニーズなどを総合的に踏まえて著作権法の改正を推進するとしています(現在のところ、人工知能、ビッグデータ、3Dプリンティング等に関連した著作権 이슈が問題点として挙げられている)。

2点目が、人工知能が創出した発明・デザインなどIPの保護の必要性、保護策及び権利主体などに関するIP課題の発掘・検討するとしています。

また、知識財産委員会内で「次世代知的財産システム特別専門委員会」を運営し、第4次産業革命など急変する環境に迅速な対応ができるよう、正しい制度改善の方向性などに関する官民合同の検討システムを構築するとしています。

◆5大戦略及び20の中核課題

5大戦略及び20の中核課題	
5大戦略	20の中核課題
<1> 高品質IPの創出及び事業化の活性化	1 知的財産戦略とR&Dの連携による優秀IPの創出促進
	2 新技術分野のR&Dに標準特許戦略の適用強化
	3 公的研究機関の先導的IP経営の強化
	4 IP・技術の取引及び事業化の促進
	5 民間中心のIP金融の高度化
<2> 中小企業のIP競争力強化及び保護強化	6 中小企業のIP活動の支援強化
	7 中小企業のアイデア・技術の保護強化
	8 職務発明制度の活性化及び合理的な補償体制の構築
<3> グローバル市場でのIP活動の支援強化	9 海外進出企業のIPの隘路解消の支援
	10 IPの国際協力の強化及びグローバル地位の向上
	11 生物・遺伝資源に関する新国際規範への対応
<4> デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化	12 デジタルコンテンツの著作権保護体制の整備
	13 デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化
	14 韓流コンテンツのグローバル進出の支援
	15 新技術トレンドに合うコンテンツを創出する生態系の構築
<5> IP生態系の基盤強化	16 新技術・新産業の登場によるIP保護体制の整備
	17 特許権の信頼性・安定性の向上
	18 IPサービス業の活性化の支援
	19 IP人的基盤の拡充及び地域のIP能力の強化
	20 植物新品種の開発の活性化及び保護強化

第2次国家知的財産基本計画の詳細内容は、ジェトロソウル知財ホームページ(<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>)のお知らせ欄に「第2次国家知的財産施行計画(案)」を掲載しておりますのでご参照ください。



知財トリアアの回答

正解は「①武蔵」で18件でした。なお、「②大和」は16件、「③丹後」は12件ありました。いずれもローマ字表記の商標が多く、特に「③丹後」は4頁にも記載したように英単語の同音異義語の方が意図されたと思いますが、「①武蔵」及び「②大和」は日本の旧地名等を意識したものと考えられます。

2017年から変わる知的財産制度について

韓国特許庁は、知財権制度の改善、出願人の便利増進などを要点とする「2017年から新しく変わる知的財産制度及び支援施策」を1月3日に発表しました(JETROソウル知財チームHPの2017.1.20付けニュースご参照)。2017年から変わる制度には、①知財権制度の改善及び保護強化、②中小・中堅企業の知的財産競争力の強化、③知的財産権関連の税制優遇の拡大、④国民向けサービスの改善などがあります。以下に一覧を掲載いたしますので、参考にしてください。

1. 知的財産権制度の改善及び保護強化

特許審査請求期間の短縮 (2017年3月予定)	特許出願された発明の速やかな権利確定に向け、特許審査請求期間を特許出願日から3年以内に短縮 *現行：特許出願日から5年以内に審査請求が可能
特許取消申請制度の施行 (2017年3月施行)	不良特許の予防に向け、誰でも特許権設定登録日から登録公告日後「6月になる日まで」特許取消申請が可能 *取消申請人の申請理由提出によって、別途の追加手続きなしで審査官の再検討後に取消理由があれば、特許権者に取消理由を職権で通知するので、無効審判に比べ便利
新規性喪失例外主張の期間及び時期の拡大 (2017年9月施行)	新規性喪失例外主張期間を「デザインが公知された日から12カ月以内」に変更し、例外主張時期を登録可否決定前まで可能とする。 *現行：(期間)公知された日から6カ月以内/(時期)意見提出通知に対する意見提出時
無効審判訂正請求の取消時期の調整 (2017年3月施行)	無効審判対象の早期確定のため、訂正請求取消は訂正請求可能期間+1カ月又は訂正不認定通知に対する意見書提出期間に限ってできるよう改善 *従来はいつでも訂正請求取消を認定
訴訟当事者の手続中止申請規定の施行 (2017年3月施行)	裁判中に当該訴訟と関連する審判が係属中の場合、当事者は訴訟手続中止の申請が可能 *従来は裁判所が職権で訴訟手続を中止
デザイン盗用関連の刑事処罰規定の導入 (2017年7月予定)	同一のコピー水準の形態模倣(Dead Copy)行為について刑事処罰を導入し、無分別なデザイン盗用を防止 *不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正(案)
営業秘密侵害の民事・刑事上の責任強化 (2017年7月予定)	営業秘密の実行的な保護に向けて罰金上限額を増額し、営業秘密返還要求の拒否などを処罰対象に追加 *不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正(案)
商標法違反時の罰金刑の強化 (2017年9月予定)	商標法罰則条項のうち、偽証罪、虚偽表示罪、虚偽行為の罪に対する罰金の強化*(第232条偽証罪)5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金 ⇒5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金

2. 中小・中堅企業の知的財産競争力の強化

グローバルIP企業の選定支援 (2017年1月施行)	中小企業の海外進出促進に向けて輸出の成長潜在力が高い企業をグローバル知的財産(IP)企業に選定し、企業の需要を鑑みオーダーメイド型の支援を実施 *海外デザイン戦略の樹立、特許技術の海外3D広報映像の製作など新規支援プログラム及び海外出願支援の拡大
IP踏み石プロジェクトの施行 (2017年1月施行)	全国17地域において予備創業者などを対象に、優秀アイデアを発掘して具体化するなど、知的財産権利化を支援することによって、知的財産(IP)中心の創業を図る。
IP経営支援団の運営 (2017年1月施行)	中小企業の知的財産隘路事項をリアルタイムで支援できるよう、地域知識財産センターのコンサルタント70名余りで構成される「IP経営支援団」を運営

IPナレプログラム の施行 (2017年3月施行)	創業企業の安定的な市場参入及び生存率の向上のために、創業7年以内である技術基盤創業企業のアイデア製品が独占して市場を確保することができるよう、特許ポートフォリオ構築などの知的財産能力強化の支援
「グローバルヒット365」プロジェクト支援の拡大 (2017年1月施行)	中小・中堅企業のグローバル舞台への支出のために、海外知的財産(IP)確保の戦略支援を、既存の製品を中心にサービス及びビジネスモデル(BM)のIP戦略まで拡大
標準特許の強化(Step-up)プログラムの施行 (2017年1月施行)	国際標準化が可能な優秀技術を確保した中小・中堅企業が、標準特許の創出能力を確保し強小企業まで跳躍できるよう、事業期間・費用を拡大して支援 -研究・開発方向、標準化戦略、標準特許戦略をパッケージで一括して支援
公共研の企業オーダーメイド型特許技術開発の支援 (2017年1月施行)	中小企業の需要を基盤とする公共研のR&D過程において、優秀特許創出を支援し、関連省庁の技術移転・事業化の事業まで後援して連携する公共研の企業オーダーメイド型と特許技術開発支援制度(IP-Dream Labプロジェクト)の施行

3. 知的財産権関連の税制優遇の拡大

技術取得費用の税額控除拡大(2017年1月施行)	中小企業が外部技術を取得する場合、技術取得費用に対する税額控除を7%から10%へと拡大
職務発明補償金の非課税拡大 (2017年1月施行)	登録補償金に制限されていた職務発明補償金に対する非課税の適用対象を出願・登録・実施補償金までに拡大 *所得税法第12条、21条の改正
無償移転特許の付加税免除 (2017年1月予施行)	登録以降2年以上経過した特許を無料で移転する場合、付加価値税を免除 *付加価値税法第29条の有権解釈

4. 国民向けサービスの改善

ハーグ国際出願の特許顧客番号の記載義務を廃止 (2017年3月予定)	ハーグ国際出願時の特許顧客番号を必ず記載しなければならない「特許顧客番号記載義務」を廃止し、出願人情報に変更がある度に特許顧客番号を変更しなければならない不便を解消
ハーグ国際出願の代理人選任申告の効力書類を拡大 (2017年3月予定)	出願人が最初に提出する書類に委任状を添付すれば、代理人選任申告効力が発生する書類(補正書、意見書、期間延長提出書)を書類提出書に拡大 *書類提出書：優先権証明書類、公知例外適用対象の証明書類、国際段階の補正書翻訳文(写し)、国際段階の説明書翻訳文(写し)、国際特許出願の関連書類写し
PCT国内段階進入時の発明の英文名称記載要件を廃止 (2017年3月予定)	国内進入のために出願人が提出する「特許法第203条に基づく書面及び明細書」作成項目のうち、「発明(考案)の英文名称」記載義務の廃止
商用ワード出願範囲の拡大 (2017年3月予定)	個人出願人が特許路(www.patent.go.kr)電子出願システム利用時に、別途の明細書作成ソフトウェアの設置なしに、アレアハンダ、MSワードで作成された明細書をインターネットで簡単に提出できる商用ワード出願範囲を特許、実用新案からデザインまで拡大
PCT国際調査の結果を出願人に提供 (2017年7月予定)	優先権主張を伴うPCT出願時に、PCT受付機関は出願書と共に先出願の審査結果を国際調査機関に伝送。国際調査機関は先出願の審査結果を参考に国際調査を実施し、その調査結果を出願人に提供
知的財産学の単位銀行制度の運営科目を拡大 (2017年3月予定)	知的財産に関心のある国民なら誰でもオンラインを通じて知的財産学の単位を取得できるよう、単位銀行制度の科目を拡大して運営 *2016年は5科目⇒2017年は11科目



KOREA IP NEWS

※ジェトロソウル事務所知財チームのホームページで毎日発信されている知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ホームページの「知的財産ニュース」をご覧ください。

URL:<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>

1. 特司警、偽物の製造・流通業者を摘発 | 韓国特許庁(2016.12.7)

韓国特許庁の商標権特別司法警察隊は、偽造された大手企業の洗剤の偽物を本物と偽って製造・流通させた金氏ら4人を商標法違反の容疑で在宅起訴したと12月7日に発表した。特許庁特司警によると、製造業者である金氏等、製造責任者らは、忠清北道沃川邑に製造工場を構え、2012年4月から2016年5月まで洗剤の偽物172万点余り(正規品時価201億ウォンに相当)を製造し市中に流通させた疑いを持たれている。特許庁特司警の調査結果、金氏はCJ、LG、愛敬等、国内の大手企業の商標を盗用した粉洗剤、液体洗剤、柔軟剤等、偽の洗剤を製造して、流通業者に供給したことが明らかになった。

2. 特許庁・文体部、人気キャラクターの偽グッズの合同取締りを実施

韓国特許庁(2016.12.20)

特許庁の商標権特別司法警察と文化体育観光部の著作権特別司法警察は、キャラクター産業保護の重要性に対する認識を共有し、先月21(月)~25(金)の5日間、新村や大学路・東大門等の地域で、偽キャラクターの流通撲滅に向けた合同取り締まりを実施した。合同捜査チームは、上記地域で国内外の有名キャラクターの偽物を流通・販売した疑いで、金容疑者ら10人を在宅起訴し、おもちゃや携帯電話のアクセサリ等、キャラクター商品の偽物約1,800点(正規価格6千万ウォン相当)を押収したと20日明らかにした。捜査の結果、金氏等、偽キャラクターの流通・販売業者らは、若者が多く訪れる大学の周辺で最近流行っている「UFOキャッチャー」機械を複数設置しておいて、人気キャラクターおもちゃの偽物を景品として使ったとして、商標法又は著作権法に違反した疑いを持たれている。また、業者らは人が多く集まる大学路等、市内の主な繁華街と外国人観光客に人気が高い東大門地域で衣類小売店や雑貨店等を運営し、偽のキャラクターおもちゃや衣類を販売していた。

3. 産業財産権の紛争調停申請、近年急増中 | 韓国特許庁(2016.12.23)

最近、特許、商標、デザイン等の産業財産権に関連する紛争の増加に伴い、これを当事者間の対話と合意を通じて解決する産業財産権紛争調停申請が増加している。特許庁の産業財産権紛争調停委員

会は1995年の設立以来、2016年11月まで計182件の産業財産権紛争を受付・処理した。2013年まで平均5件に過ぎなかった申請件数は2014年11件、2015年17件、2016年47件へと、急激に増加した。最近、紛争調停委員会では、特許権、商標・デザイン権の侵害によって侵害中止や損害賠償を要求したり、専用実施権契約に関する契約内容の不履行等で長期間続いてきた紛争を調停によって短期間で解決している。特許庁は2017年から産業財産権紛争調停委員会の運営事務局を設置し、調停委員の拡大、1人調停制度の導入等、制度改善を通じて産業財産権紛争調停制度をさらに活性化させる計画だ。

4. 公取委、クアルコムに1兆300億ウォンの課徴金

韓国公正取引委員会(2016.12.29)

韓国公正取引委員会は、通信チップセット・特許ライセンス事業者、クアルコムインコーポレイテッド(Qualcomm Incorporated, QI)及び系列会社2社(以下、これらの3社を総称してクアルコムという。)の市場支配的地位の濫用行為について、是正命令に加え課徴金1兆300億ウォンを課することを決定した。今回の決定は、移动通信SEPライセンス、モデムチップセット市場で長期間不当に独占的地位を拡大してきたクアルコムのビジネスモデルを根本から是正するという点で意義がある。携帯電話メーカーがクアルコムと対等な立場からFRANDライセンス条件を交渉できる機会も保障されると期待される。また、携帯電話メーカーとチップセット社のR&D革新が正当な補償を受けることにより移动通信業界の公正な技術革新競争も回復するとみられる。

5. サムスン-アップル特許訴訟、再び1審へ | 電子新聞(2017.2.10)

米国最高裁判所まで上がっていたサムスン電子とアップルのデザイン特許訴訟が再び1審裁判所に戻された。1審では、サムスンがアップルに払うべき損害賠償額を算定し直す予定だ。IT媒体シーネットなどは2月7日(以下、現地時間)連邦控訴裁判所がサムスンとアップルのデザイン特許訴訟について、同事件が始まったカリフォルニア北部連邦地方裁判所・サンノゼ支院に差し戻したと報じた。昨年12月6日、連邦最高裁判所が同事件を控訴裁判所に破棄差し戻してから2カ月後1審裁判所に戻された。1審では、サムスンが侵害したアップルの特許がサムスンの全体の利益にどれだけ貢献したかを判断し、損害賠償額を算定し直すとみられる。サムスンは同日、声明を発表し「1審での審理を期待する。市場で創造や革新、公正競争を望むすべての人々を代弁する」と話した。アップルはコメントを拒否した。

File No.98

特許無効の証拠をいつ出すか？



現在、韓国においてなされている特許制度改革の議論が、大きな論争に発展しています。その議論とは、特許無効審判及びその審決取消訴訟において、特許を無効とするための理由・証拠を出すことができる時期に関するものです。今回は、この問題について、取り上げてみます。

現行制度の課題と改革案

韓国では、特許無効審判を請求した後、いつでも無効の理由・証拠を追加提出できます。また、審決（審判での決定）に不服があった場合に特許法院に提起する審決取消訴訟段階においても追加提出ができます。この制度は、無効審判請求人にとっては、後から発見した有力な理由・証拠がいつでも提出できるため、歓迎すべき制度です。その一方で、特許権者としては、相手方の動きに対して何回も応答を強いられることになり、審理終結が長引いてしまう不満があります。無効審判は特許権者の特許侵害防止行動（警告・訴訟等）に対抗して、侵害者側から請求される場合が多く、その場合請求人にとってはなるべく紛争解決までの時間を稼ぐことが利益になる場合が多いため、理由や証拠の提出を取って段階的に行い、審理を長引かせる戦略があり得ます。特に、審判段階で提出されなかった理由・証拠がその後の訴訟で提出されると、審判段階での攻防が全く無駄になりますし、外国の特許権者にとっては、理由・証拠が無制限に出てくると、翻訳を含めた対応に係るコスト的・時間的な負担が大きくなります。そこで、韓国特許庁では、無効審判の請求時に、全ての理由・証拠を提出し、その後の提出は訴訟の段階を含めて原則として認めない制度の導入を検討しています。しかし、この制度改革案（特に訴訟段階で新たな理由・証拠を提出できない点）には、裁判所や弁護士団体が強く反発しており、大きな論争に発展しています。

諸外国の状況

まず、韓国の特許制度のルーツである日本を見えます。日本では1976年の最高裁大法廷判決（メリヤス編機事件）において、無効審判の審決取消訴訟段階で、新たな理由・証拠は持ち出せないという判例が出ています。このようにする理由の1つとして最高裁は、「特許法は、特許又は拒絶査定の上正手続については、一般行政処分と異なり、常に専門的知識経験を有する（特許庁）審判官による審判の手続の経由を要求している」ということを挙げています。審判段階においては、1998年の法改正で、審判請求時点で提出しなかった理由・証拠の追加が原則できなくなっています。これは、法改正以前には、請求人が理由・証拠の追加を無期限・無制

限に行うことも多く、審理の遅延の原因となっていたためです。法改正により、審判請求時に十分な準備をし、すべての無効理由を提出しようとするインセンティブが審判請求人に働くようにして、審理期間の短縮を図っています。米国でも、2012年9月から開始された当事者系レビュー（無効審判に相当）の審決取消訴訟段階においては、新たな理由・証拠の提出はできなくなっています。米国では地方裁判所にも特許無効確認裁判を提起できますが、その控訴審では新たな理由・証拠の提出はできません。更に、中国においても、審判段階で全ての理由・証拠を提出するようになっており、欧州においても第1審で全ての理由・証拠を提出するとなっています。

改革案への反対意見

有力な反対意見の1つは、後から発見された決定的な証拠を追加提出できないとすると、新たな審判請求をしなければならず、紛争解決に余計に時間がかかってしまうというものです。これについては、それほど決定的とは言えない証拠を後から出して紛争を長引かせる行為にどう対処するかという問題と併せて考える必要があります。なおかつ、特許庁の審査を経ている特許権について、無効審判を提起する前の事前調査でも発見されなかった理由・証拠が後から発見されるケースがどれだけあるかということも考慮する必要があるでしょう。次に、そもそも特許侵害訴訟においても裁判所が特許無効の判断をすることができ、その場合は控訴審（特許法院）においても証拠追加ができるのであるから、無効審判の抗告審（特許法院）においてはできないというのはおかしいという意見です。しかし、侵害訴訟において裁判所が無効の判断をするのは、無効であることが明白な場合と判例で示されており、微妙なケースまで判断しようとする無効審判とは異なります。しかも、無効の判断がなされても、侵害の有無の判断に使われるだけで、特許権自体が無効になるわけではありません。更に、新しい理由・証拠を裁判所（特許法院）に提出できないのは、国民の裁判を受ける権利を侵害しており違憲の疑いすらあるという意見がありますが、上記の日本最高裁が示したような見解もあり、これは特許権の付与に関する考え方の問題と思われる。

いずれにしても、今回の改革案は、韓国でしばしば指摘される特許権の権利行使が困難であるという問題に対処しようとするものであることから、改革案の是非をより産業政策的な視点で議論する必要があると考えられます。



日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所 副所長 笹野秀生（特許庁出向者）
95年特許庁入庁。99年に審査官昇任後、調整課品質監理室長等を経て、14年6月より現職。